

○広島県県営林の管理経営に関する条例

平成二十五年十月十日条例第四十六号

広島県県営林の管理経営に関する条例をここに公布する。

広島県県営林の管理経営に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県営林の管理経営について基本的かつ長期的な計画等を定めるとともに、これに基づく施策を効果的に推進するために広島県県営林管理経営評価委員会を設置することにより、県土の保全その他の県営林の有する公益的機能の持続的な発揮及び県営林で生産される木材の安定的な供給を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「県営林」とは、県営林の交換、無償利用等に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十二号）第二条第一項の県営林をいう。

2 この条例で「管理経営」とは、森林の公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図るため、森林の整備並びに木材の生産及び販売を計画的に実施することをいう。

(県営林長期管理経営方針)

第三条 知事は、県営林の管理経営に係る施策を推進するための基本的かつ長期的な方針（以下「県営林長期管理経営方針」という。）を定めるものとする。

2 県営林長期管理経営方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 管理経営に関する基本方針

二 森林の整備に関する事項

三 木材の生産及び販売に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、県営林の管理経営に係る基本的かつ長期的な施策を推進するために必要な事項

3 知事は、県営林長期管理経営方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、県営林長期管理経営方針を変更するものとする。

5 第三項の規定は、県営林長期管理経営方針の変更について準用する。

(県営林中期管理経営計画)

第四条 知事は、県営林長期管理経営方針に即して、県営林の管理経営に係る施策を推進するため、五年ごとに、五年を一期とする計画（以下「県営林中期管理経営計画」という。）を定めるもの

とする。

2 県営林中期管理経営計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 管理経営の目標に関する事項

二 事業計画に関する事項

三 収支計画に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、県営林の管理経営に係る施策を推進するために必要な事項

3 知事は、県営林中期管理経営計画を定めようとするときは、あらかじめ広島県県営林管理経営評価委員会の意見を聴くものとする。

4 知事は、県営林中期管理経営計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、県営林中期管理経営計画を変更するものとする。

6 第四項の規定は、県営林中期管理経営計画の変更について準用する。

(年度実施計画)

第五条 知事は、県営林長期管理経営方針及び県営林中期管理経営計画に即した県営林の管理経営のために、事業年度ごとの計画（以下「年度実施計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、年度実施計画を定めようとするときは、あらかじめ広島県県営林管理経営評価委員会の意見を聴くものとする。

(実施状況の公表)

第六条 知事は、少なくとも毎年一回、県営林の管理経営に係る施策の実施状況を公表するものとする。

(広島県県営林管理経営評価委員会)

第七条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県県営林管理経営評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一 県営林中期管理経営計画に関すること。

二 年度実施計画に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、県営林の管理経営に関すること。

(委員会の組織及び運営)

第八条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、県営林の管理経営に関する学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。